令和５年度

看護師等医療技術者養成課程修学希望の学生のみなさんへ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平戸市病院事業管理者　山下　雅巳

　　　平戸市医療技術修学資金貸与制度について（ご案内）

　平戸市立病院（国民健康保険平戸市民病院・平戸市立生月病院）は、看護師等の医療技術者養成課程を卒業後、直ちに平戸市立病院に勤務する意思のある学生に対し、修学資金（条件付給付型修学資金）を無利子で貸与します。

　貸与の条件等については、次のとおりです。

１．貸与条件　次の条件をすべて満たす方が対象です。

　　　　　　　・看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床工学技士及び薬剤師の学生

　　　　　　　・卒業後、直ちに平戸市立病院で医療技術者として従事する意思のある方（正規職員として勤務する意思のある方）

２．貸与額

　① 大学の医療技術者を養成する課程を有する学部又は学科に在学する者

　　●授業料　年額520,800円以内

　　●入学金　282,000円以内

　　●実習費　年額80,000円以内

　　●教科書購入費　年額50,000円

　　●生活費　月額50,000円　※ただし、自宅内通学については、40,000円とする。

　② 上記①以外の養成施設に在学する者

　　●授業料　年額379,000円以内

　　●入学金　169,200円以内

　　●実習費　年額80,000円以内

　　●教科書購入費　年額50,000円

　　●生活費　月額50,000円　※ただし、自宅内通学については、40,000円とする。

３．貸与期間　　医療技術者の養成課程の正規の修学年数（入学時から貸与を受けた場合）

　　　　　　　　※年度の途中からの利用も可能です。

４．返還免除　　医療技術者の免許を取得した後、直ちに管理者が指定する病院の職員とな

　　　　　　　り、かつ、引き続き修学資金の貸与を受けた期間の２倍に相当する期間以上

　　　　　　　在職したとき返還を全額免除します（在職期間：管理者が指定する病院の

　　　　　　　職員となった日の属する月から勤務病院の職員でなくなった日の属する月

　　　　　　　まで）。

５．次の点に留意してください。

　①修学資金制度を利用した場合でも、平戸市職員採用試験を受験し合格する必要があり

　　ます。

　②養成課程卒業後、継続して保健師又は助産師資格取得のために進学することは可能で

　　す。その期間も修学資金の貸与を受けることができます。（※単なる研究のための大学

　　院等への進学は対象外とします。）

　③平戸市職員（地方公務員）として勤務していただきますので、著しく成績が良くない場

　　合や、職員として採用することができない非行があった場合は、修学資金の貸与を取消

　　し、返還いただくこととなります。

　④管理者が指定する病院とは、国民健康保険平戸市民病院、または、平戸市立生月病院と

　　します。

　⑤修学資金の貸与を取り消されたとき、養成学校を卒業後、正当な理由なく相当期間に医

　　療技術者の免許を取得しなかったとき、免許取得後、直ちに管理者が指定する病院の職

　　員とならなかったとき、管理者が指定する病院に在職し、その間の在職期間が上記４．

　　に記載する期間に達しなかったときは、その事由が生じた日の属する月の翌月から起

　　算して、３か月以内に修学資金を一括して返還していただきます。

　⑥連帯保証人を２名立てていただきます。

　※上記の概要は、「平戸市医療技術修学資金貸与条例」「平戸市医療技術修学資金貸与条例施行規程」に基づいています。

　　その他、修学資金の内容、勤務条件や福利厚生などわからない点等がございましたら、次の連絡先にお問い合わせください。

（問い合わせ・申請先）

　◆〒859-5393

　　長崎県平戸市草積町1125番地12

　国民健康保険平戸市民病院　事務長　山下　実

　　電話：0950-28-1113

　　FAX：0950-28-0800

　◆〒859-5704

　　長崎県平戸市生月町山田免2965番地

　　平戸市立生月病院　事務長　石山　寿江

　　電話：0950-53-2155

　　FAX：0950-53-3009